

独立行政法人家畜改良センター職員の
勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する規程

13 独 家 セ 第 6 号

平成13年4月1日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別の規程等で定めるもののほか、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）に勤務する職員（常時勤務に服することを要しない職員（独立行政法人家畜改良センター職員就業規則（13規程第5号。以下「職員就業規則」という。）第7条の2に規定する定年前再雇用短時間勤務職員を除く。）及び独立行政法人家畜改良センター常勤継続職員就業規則（29 独 家 セ 第 2 6 5 0 号）第2条に規定する常勤継続職員を除く。以下「職員」という。）の勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する事項について定めるものとする。

（理事長の責務等）

第2条 理事長は、勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する事務の実施に当たっては、業務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の健康及び福祉を考慮することにより職員の適正な労働条件の確保に努めるものとする。

2 理事長は、この規程による権限の一部をセンター内の職員に委任することができる。

第2章 正規の勤務時間等

（1週間の勤務時間）

第3条 職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分を原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員にあっては当該各号に定める時間とする。

一 定年前再雇用短時間勤務職員にあっては、前項に定める職員の勤務時間による年間勤務時間の5分の3（職員給与規程第5条第1項第2号に規定する俸給表の適用を受ける者に限る。）若しくは前項に

定める職員の勤務時間の2分の1又は1週間当たり20時間を原則とし、15時間30分から31時間までの範囲内であらかじめ理事長が定める時間

- 二 職員就業規則第65条の2の規定により育児短時間勤務を行う職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）にあっては、同規則第65条の2第1項各号のいずれかに定める時間

（勤務時間の割振り）

第4条 理事長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員にあっては当該各号に定める勤務時間を割り振るものとする。

- 一 定年前再雇用短時間勤務職員にあっては、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内

- 二 育児短時間勤務職員にあっては、職員就業規則第65条の2第1項各号に定める勤務形態のうち理事長に申し出した時間

- 3 第1項の規定にかかわらず、第4条の2に定める休日は、勤務時間を割り振らない日とする。

（休日）

第4条の2 職員の休日は、次に掲げる日とする。ただし、定年前再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員（以下「再雇用短時間勤務職員等」という。）については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、別に休日を設けることができる。

- 一 土曜日及び日曜日

- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）

- 三 12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）

- 四 その他理事長が別に定める日

- 2 前項に規定する休日のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第35条に規定する休日（以下「法定休日」という。）は、日曜日とする。

（シフト制勤務による勤務時間の割振り）

第5条 理事長は、職員就業規則第45条の規定により夜間勤務を伴わない4週間単位の変形労働時間制勤務（以下「シフト制勤務」という。）によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、休日、勤務時間の割振り、休憩時間及び始業時刻並びに終業時刻（以下この条及び次条において「勤務時間等」という。）を別に定めることができる。

2 理事長は、前項の規定により勤務時間の割振り及び休日を定める場合には、別に定めるところにより、4週間ごとの期間につき平均して1週当たり38時間45分の範囲内となるように下欄に掲げる勤務時間を割り振り、及び当該期間につき第4条の2第1項第1号に規定する日にあつては8日（定年前再雇用短時間勤務職員等にあつては、8日以上）、同項第2号から第3号に規定する日にあつてはその日数分の休日を設けるものとする。ただし、業務の特殊性により、4週間ごとの期間につき第4条の2第1項第1号に規定する日にあつては8日（定年前再雇用短時間勤務職員等にあつては、8日以上）、同項第2号から第3号に規定する日にあつてはその日数分の休日を設けることが困難である職員については、特定の4週間の期間に8日を下回らない範囲で休日を定め、他の4週間ごとの期間において、暦年における休日数が前条に規定する休日数となるよう休日を定めることができる。

	勤務時間／日	始業時刻	終業時刻	休憩時間
通常勤務日	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時まで
早出勤務日	7時間45分	6時30分～ 8時00分まで の15分刻み	15時15分～ 16時45分まで の15分刻み	12時～13時まで
遅出勤務日	7時間45分	9時30分	18時15分	12時～13時まで

3 前2項の規定により勤務時間の割振り及び休日を定める場合には、勤務日が引き続き10日を超えないようにするものとする。

4 第2項の規定により設ける休日のうち法定休日は、4週間ごとの期間の最初の休日から、4日目までの休日とする。

5 第2項の規定によるシフト制勤務の最初の4週間ごとの期間の起算日は、平成30年4月14日とする。

6 第2項から前項までの規定による勤務時間等の割振りに当たっては、シフト制勤務の対象となる期間の前日までに勤務割表を作成し、

当該勤務を行う職員に周知するものとする。

- 7 理事長は、第1項から第3項の規定によるシフト制勤務による勤務時間及び休日の割振り後において、次の各号に掲げる場合で、その前日までにシフト制勤務を行う職員に周知したときは、割振りした勤務時間及び休日を変更することができる。
- 一 家畜の疾病、機械トラブル、災害等により、緊急な業務を行う必要がある場合
 - 二 天候等により、粗飼料生産等の業務を早急に行う必要がある場合
 - 三 職員の出張や疾病等により、当該職員が予め定められていた業務を遂行できなくなり、臨時的にその業務を行う必要がある場合
- 8 シフト制勤務による勤務時間の割振りの手続きに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（夜間勤務付きシフト制勤務による勤務時間等の割振り）

- 第5条の2 理事長は、職員就業規則第45条の2の規定により夜間勤務を伴う4週間単位の変形労働時間制勤務（以下「夜間勤務付きシフト制勤務」という。）によって勤務する必要がある職員については、第4条及び第7条の規定にかかわらず、勤務時間等を別に定めることができる。
- 2 理事長は、前項の規定により勤務時間等を定める場合には、当該勤務を行う職員を原則として2グループに分けるとともに、4週間ごとの期間につき平均して1週間あたり勤務時間が38時間45分の範囲内となるように下欄に掲げる勤務時間等（早出勤務日及び遅出勤務日については、前条第2項の表の例による。）を割り振るものとする。

	勤務時間／日	始業時刻	終業時刻	休憩時間
通常勤務日	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時まで
夜間勤務日①	15時間30分	8時30分	3時30分	①12時～13時まで ②17時15分～19時まで ③0時～0時45分まで
夜間勤務日②	15時間30分	13時00分	7時00分	①17時15分～19時まで ②3時～3時45分まで

- 3 前項の規定により夜間勤務日を割り振る場合は、夜間勤務明けの日については休日とは別に勤務時間を割り振らない日とする。

- 4 第2項に規定する職員の休日は、前条の規定により割り振るものとする。
- 5 第2項の規定による夜間勤務付きシフト制勤務の4週間単位の勤務時間等を割り振る起算日は、第1グループについては平成21年11月7日、第2グループについては平成21年11月14日とする。
- 6 第2項から前項までの規定による勤務時間等の割振りに当たっては、夜間勤務付きシフト制勤務の対象となる期間の前日までに勤務割表を作成し、当該勤務を行う職員に周知するものとする。
- 7 前条第7項の規定は、夜間勤務付きシフト制勤務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「第1項から第3項」とあるのは「前項」と、「シフト制勤務による勤務時間及び休日の割振り後」とあるのは「勤務時間等の割振り後」と、「シフト制勤務を行う職員」とあるのは「夜間勤務付きシフト制勤務を行う職員」と、「割振りした勤務時間及び休日」とあるのは「割振りした勤務時間等」と読み替えるものとする。

(フレックスタイム制勤務による勤務時間等)

- 第5条の3 職員就業規則第45条の3の規定によるフレックスタイム制勤務の勤務時間及び休日の取扱いについては、次の各号のとおりとする。
- 一 勤務時間の清算期間（職員が勤務すべき時間を定める単位の期間をいう。以下同じ。）は、毎月の初日から末日までの1か月間とする。
 - 二 1か月の勤務時間は、当該清算期間における職員就業規則第47条に規定する正規勤務時間の時間数とする。
 - 三 標準となる1日の勤務時間は7時間45分とし、標準となる勤務時間帯（以下「標準勤務時間帯」という。）は午前8時30分から午後5時15分とする。
 - 四 1日の勤務時間のうち、フレックスタイム制勤務職員が共通して勤務しなければならない時間帯（以下「コアタイム」という。）は、休憩時間を除き、午前9時30分から午後3時30分まで（職員就業規則第46条第1項第1号及び第2号の規定に該当する職員（以下「育児介護職員」という。）にあっては午前10時30分から午後2時30分まで。）とする。
 - 五 始業時刻及び終業時刻は、15分単位とする。
 - 六 1か月の勤務時間（職員就業規則第45条の3第1項に規定する

始業時刻及び終業時刻の範囲内の時間に限る。)が第2号に規定する勤務時間を超過した場合は、その超過した時間を第10条に規定する時間外勤務とし、不足した場合はその不足した時間を勤務時間数から控除するものとする。

七 就業規則第45条の3第1項に規定する始業時刻及び終業時刻の範囲外の勤務時間については、第10条に規定する時間外勤務とする。

八 休日は、第4条の2に規定する休日とする。

九 育児介護職員及び独立行政法人家畜改良センターにおける障害者の雇用促進に関する規程(27独家セ人第200号)第2条第1項に規定する障害者である職員にあっては、前号に規定する休日に加え、清算期間の開始日から1週間ごとに1日を限度に休日を設けることができる。ただし、この休日を設けた場合において、第2号に規定する清算期間の勤務時間数の変更は行わない。

十 休日(前号に規定する休日を除く。)に勤務した場合は、第2号に規定する勤務時間には含めないものとし、第6条に規定する休日の振替等により取り扱う。

十一 第9条に規定する通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務については、第3号に規定する標準となる勤務時間帯を勤務したものとみなす。

十二 第13条に規定する年次休暇、病気休暇及び特別休暇の取得については、一日単位の場合は標準勤務時間帯を、半日単位の場合は標準勤務時間帯のうち休憩時間をはさんだ前後のいずれか一方の勤務時間帯を、時間及び分単位の場合は当該時間及び分を勤務したものとみなす。

十三 第34条に規定する職務専念義務の免除の承認を受けた期間は、その期間分の勤務時間を勤務したものとみなす。

2 フレックスタイム制勤務を行う職員は、清算期間内における各勤務日の始業時刻及び終業時刻を別に定める勤務時間申告書により勤務管理者に報告しなければならない。

3 勤務管理者は、業務の運営に支障が生ずると認める場合には、臨時的にフレックスタイム制勤務を解除し、特定の時刻から時刻まで勤務を命じることができる。ただし、フレックスタイム制勤務を解除した間の勤務時間は、清算期間の勤務時間に含めるものとする。

4 第1項第1号に規定する清算期間の途中に異動した場合は、その月

の初日から異動の前日までを新たな清算期間とし、当該清算期間における勤務時間は、新たな清算期間における就業規則第47条に規定する正規の勤務時間の時間数とする。

（休日の振替等）

第6条 理事長は、職員に休日（第4条の2、第5条又は第5条の2の規定により休日とされた日をいう。以下同じ。）において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日（第4条第1項及び第2項、第5条又は第5条の2の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この条において同じ。）のうち、当該勤務を命ずる必要がある日の属する週（週の起算日は別に定める。以下この条において同じ。）内にある勤務日（第5条の2第2項に規定する夜間勤務日を割り振られた場合にあっては、原則として、同条第5項に規定する当該職員の夜間勤務付きシフト制勤務の対象となる期間内の7時間45分勤務の2勤務日。）を休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「休日の振替」という。）ができる。

2 理事長は、職員が、前項の規定により休日の振替が行われた場合において、業務上必要があると認めて、当該変更して休日とされた日に勤務を命じられ、勤務したとき、又は職員が、前項の規定により休日の振替が困難なときは、当該変更して休日とされた日に代わる日として、同項に規定する最初に勤務を命じられた休日から起算して8週間以内の勤務日を代休（勤務を要しない日又は時間。以下同じ。）とするよう努めなければならない。

3 理事長は職員が、休日において、時間単位で特に勤務することを命じられ、勤務した場合には、当該休日に勤務を命じられた時間に代わる時間として、当該勤務を命じられた休日から起算して8週間以内の勤務日の勤務時間のうち、4時間単位で代休とするよう努めなければならない。

4 休日の振替等の手続きに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（休憩時間）

第7条 職員の休憩時間は、60分とする。ただし、第18条第1号から第3号に規定する職員又は理事長が別に定める職員にあっては、休憩時間を45分とすることができる。

- 2 理事長は、業務のため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず休憩時間の時刻を変更することができる。ただし、休憩時間は勤務時間の途中に置くものとする。
- 3 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員にあっては、1日の勤務時間が5時間を超えない日に限り、休憩時間を置かないことができる。

第8条 [削除]

(通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務)

- 第9条 第4条第1項若しくは第2項、第5条、第5条の2又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日に通常の勤務場所を離れる勤務について、勤務時間を算定し難いときは、通常の勤務時間を勤務したものとみなす。

第3章 時間外勤務

(時間外勤務)

- 第10条 理事長は、第3条、第4条第1項及び同条第2項、第5条、第5条の2、第5条の3並びに第6条の規定による勤務時間以外の時間において、労基法第36条の規定に基づき、職員に勤務を命ずることができる。
- 2 理事長は、災害その他避けることのできない事由のため緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において、職員に前項に規定する勤務以外の勤務を命ずることができる。

第4章 [削除]

第11条 [削除]

第12条 [削除]

第5章 休暇

（休暇の種類）

第 1 3 条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

（年次休暇）

第 1 4 条 職員（定年前再雇用短時間勤務職員等及び基準日（1 月 1 日）に育児短時間勤務を申し出ている職員を除く。）の年次休暇は、一の年ごとに 2 0 日とし、基準日に付与する。ただし、当該年の中途において新たに職員となった者（第 5 項及び第 6 項に定める者を除く。）については、別表第 1 の左欄の在職期間に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数について新たに職員となった日を基準日として付与する。

2 定年前再雇用短時間勤務職員の年次休暇は、一の年ごとに次の各号に掲げる定年前再雇用短時間勤務職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、退職後に引き続き定年前再雇用短時間勤務職員となった者の年次休暇については、当該職員が当該雇用前に有していた日数とする。

一 斉一型短時間勤務職員（定年前再雇用短時間勤務職員のうち、1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員をいう。以下同じ。） 2 0 日に 1 週間の勤務日数を 5 日で除して得た数を乗じた日数。

二 不斉一型短時間勤務職員（定年前再雇用短時間勤務職員のうち、1 週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員をいう。以下同じ。） 1 5 5 時間に第 3 条の規定に基づき定められた当該職員の 1 週間当たりの勤務時間を 3 8 時間 4 5 分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7 時間 4 5 分を 1 日として日に換算して得た日数（1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）又は別表第 4 の下欄に掲げる 1 年間の所定労働日数（第 4 条により勤務時間を割り振られた日の日数）の区分ごとに定める日数のうちのいずれか多い日数。

三 斉一型短時間勤務職員又は不斉一型短時間勤務職員のうち、1 週間の所定労働時間が 2 9 時間以上又は 1 週間の所定労働日数が 5 日以上若しくは 1 年間の所定労働日数が 2 1 7 日以上勤務する職員その者の当該年の在職期間に応じ、別表第 1 の日数欄に掲げる日数

3 育児短時間勤務職員（次項に規定する育児短時間勤務職員を除く。）の年次休暇については前項の規定を準用する。

4 基準日に育児短時間勤務を申し出ている職員及び当該年の中途に育

児短時間勤務の終了を予定している職員の年次休暇は、当該年における通常の勤務の在職期間に応じ別表第１の日数欄に掲げる日数と育児短時間勤務の在職期間に応じ、別表第２又は別表第３の下欄に掲げる１週間の勤務日の日数又は１週間当たりの勤務時間の区分ごとに定める日数に、前年における年次休暇の残日数（２０日を限度とする。）を加えた日数とする。ただし、基準日の翌日以降、特別の事情により育児短時間勤務を繰り上げて終了する職員にあっては、基準日において育児短時間勤務の終了が予定されていたものとみなし、その場合に相当する日数とする。

- ５ 国家公務員、地方公務員、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務がセンターの事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち理事長が別に定めるものの職員（常時勤務に服することを要しない職員を除く。以下「国家公務員等」という。）であった者であって引き続き職員となった者その他理事長が別に定める者の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 ２０日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇の残日数（当該日数が２０日を超える場合にあっては、２０日）を加えた日数（定年前再雇用短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮して別に定める日数）

二 当該年の中途において新たに国家公務員等となり引き続き職員となった者 国家公務員等となった日において職員となったものとみなして第１項ただし書の規定を適用した場合に得られる日数（定年前再雇用短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮して別に定める日数）

- ６ 就業規則第５条に規定する任期付職員、独立行政法人家畜改良センター非常勤職員「任期付短時間勤務」就業規則（１９独家セ第７１３号）に規定する任期付短時間勤務職員、独立行政法人家畜改良センター非常勤職員「テクニカルスタッフ」就業規則（１９独家セ第９８１号）に規定するテクニカルスタッフ及び独立行政法人家畜改良センター非常勤職員就業規則（１３独家セ第３７号）に規定する非常勤職員（以下、「任期付職員等」という。）であった者であって、その退職の日から３月以内に職員となった者の年次休暇の日数は、当該職員が任

期付職員等の退職の日に有していた日数とする。ただし、任期付職員等であった直近の基準日に付与された日数及び繰り越された日数の合計が職員となった日において第1項ただし書きの規定を適用した場合に得られる日数を下回る場合は、第1項ただし書きの規定を適用した日数とする。

- 7 年次休暇は、一の年における年次休暇の20日を超えない範囲内の残日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 8 職員は、年次休暇については、あらかじめ休暇簿に所要の事項を記入して、理事長に請求しなければならない。この場合において、理事長は、業務の正常な運営に支障がある場合は、他の時季にこれを変更することができる。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、休暇簿上にその事由を付して、事後において提出することができる。
- 9 勤務管理者は、一の年に10日以上、年次有給休暇が付与されている職員について、基準日から1年間の期間が終わる3か月前までに使用した年次有給休暇の日数が5日未満の場合は、当該職員から希望を聞いた上で、年次有給休暇を取得する時季を指定するものとする。この場合において、勤務管理者が指定する年次有給休暇の日数及び時季は、5日から当該指定の日までに使用した日数を減じた日数及び当該基準日から1年以内の時季とする。

（病気休暇）

- 第15条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。
- 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他の理事長が別に定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して90日を超えることはできない。
 - 一 第8項の規定を適用する場合
 - 二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第3号に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病（労働者災害補償保険法

施行規則（昭和３９年労働省令第２２号）第１８条の４に規定する疾病に限る。）にかかった場合

三 人事院規則１０－４（職員の保健及び安全保持）第２３条の規定により同規則別表第４に規定する生活規正の面Ｂの指導区分の決定に準じた決定又は同表の規定する生活規正の面Ｂへの指導区分の変更に準じた変更を受け、同規則第２４条第１項の事後措置に準じた事後措置を受けた場合

３ 前項ただし書、次項及び第５項の規定の適用については、連続する８日以上の間（当該期間における休日等以外の日の日数が少ない場合として理事長が別に定める場合にあっては、その日数を考慮して理事長が別に定める期間）の特定病氣休暇を使用した職員（この項の規定により特定病氣休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病氣休暇の期間の末日の翌日から、１回の勤務に割り振られた勤務時間（１回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に職員就業規則第６５条の３第１項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間その他の理事長が別に定める時間（以下この項において「育児時間等」という。）がある場合にあっては、１回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児時間等以外の勤務時間）のすべてを勤務した日の日数（第５項において「実勤務日数」という。）が２０日に達する日までの間に、再度の特定病氣休暇を使用したときは、当該再度の特定病氣休暇の期間と直前の特定病氣休暇の期間は連続しているものとみなす。

４ 使用した特定病氣休暇の期間が除外日を除いて連続して９０日に達した場合において、９０日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病氣休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病氣休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第２項ただし書の規定にかかわらず、当該９０日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病氣休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病氣休暇の期間は、除外日を除いて連続して９０日を超えることはできない。

５ 使用した特定病氣休暇の期間が除外日を除いて連続して９０日に達

した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

- 6 療養期間中の休日、代休の日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第2項ただし書及び第3項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 7 第2項ただし書及び第3項から前項までの規定は、職員就業規則第6条第2項に規定する臨時的職員及び同規則第9条第1項に規定する試用期間中の職員には適用しない。
- 8 理事長は、生理日の就業が著しく困難な女性職員が第1項の休暇を請求した場合には、その者を生理日に勤務させないものとする。
- 9 病気休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に所要の事項を記入して理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、休暇簿上にその事由を付して、事後において承認を求めることができる。
- 10 理事長は病気休暇の請求について、第1項に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合においては、この限りでない。
- 11 理事長は、病気休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

（特別休暇）

第16条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

- 一 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 二 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方

公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合でその勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

三 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護する子又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である職員に委託されている児童若しくは同条第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている子を含む。以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

四 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合でその勤務しないことが相当であると認められるとき 一暦年において5暦日の範囲内の期間

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって理事長が別に定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

- 五 職員が結婚する場合で結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の５日前から当該結婚の日後１月を経過する日までの間に連続する５暦日の範囲内の期間
- 六 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一暦年において５日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、１０日）の範囲内の期間
- 七 ６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間（ただし、多胎妊娠である場合を除き、医師又は助産師の指導等に基づき、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合においては、当該期間に２週間の範囲内の期間を加算した期間）
- 八 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から８週間を経過する日までの期間（産後６週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- 九 生後１年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 １日２回それぞれ３０分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第６７条の規定により同日における育児時間を請求した場合は１日２回それぞれ３０分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- 十 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後２週間を経過する日までの間に３日（定年前再雇用短時間勤務職員等にあっては、２３時間１５分）の範囲内の期間
- 十一 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日以後１年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は中学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における５日（定年前再雇用短時間

勤務職員等にあつては、38時間45分に第3条第2項の規定に基づき定められたその者の1週間当たりの勤務時間（当該勤務時間に1時間未満の端数がある場合にあつては、これを切り上げた時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間

十二 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。右欄において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要な世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一暦年において5日（中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

十三 次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、職員と同居しているものとする。）で、負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の傷害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。以下同じ）の介護その他の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一暦年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる次の者

（1）父母の配偶者

（2）配偶者の父母の配偶者

（3）子の配偶者

（4）配偶者の子

十四 次に掲げる職員の親族が死亡した場合で職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合に

あつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間とし、暦日によるものとする。

ア 配偶者又は父母 7日

イ 子 5日

ウ 祖父母 3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)

エ 孫 1日

オ 兄弟姉妹 3日

カ おじ又はおば 1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)

キ 父母の配偶者又は配偶者の父母 3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)

ク 子の配偶者又は配偶者の子 1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)

ケ 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)

コ おじ又はおばの配偶者 1日

十五 職員が父母追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間

十六 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の6月から10月までの期間内における、休日及び代休の日を除いて、原則として連続する3日の範囲内の期間

十七 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

十八 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められ

る期間

十九 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

二十 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第２条第２号から第６号（ただし、第６号に定める障害者にあつては、障害者の雇用促進等に関する法律施行規則（昭和５１年労働省令第３８号）第１条の４第１号に掲げる者に限る。）に定める障害者である職員が、医療機関においてその障害に係る治療、検診等を受ける場合又は職務遂行の能力の開発及び向上を図るため必要と認められる訓練等を受ける場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき 一暦年において１０日の範囲内の期間

- 2 特別休暇（前項第７号、第８号、第１２号及び第１３号の特別休暇を除く。第５項において同じ。）の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に所要の事項を記入して理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、休暇簿上にその事由を付して、事後において承認を求めることができる。
- 3 第１項第７号、第１２号及び第１３号の申出は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に対し行わなければならない。
- 4 第１項第８号に掲げる場合に該当することとなった女性職員は、その旨を速やかに理事長に届け出るものとする。
- 5 理事長は、特別休暇の請求について、第１項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができる場合とは、この限りでない。
- 6 理事長は、特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

（休暇簿）

第１７条 休暇簿に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第６章 早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限

（早出遅出勤務）

第 18 条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当するものとして請求した場合（第 5 条の 3 に規定するフレックスタイム制勤務の指定を受けている場合を除く。）には、業務の運営に支障があると認める場合を除き、理事長が別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。）をさせるものとする。

- 一 中学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するため必要である場合
- 二 要介護者のある職員が当該要介護者を介護するため必要である場合
- 三 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める大学の夜間課程及びこれに準ずる課程等に修学する又は修学している場合
- 四 夏の生活スタイル変革（平成 27 年 3 月 27 日基発 0327 第 34 号）に基づく「朝方勤務」を行う場合

（育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等）

第 19 条 職員は、別に定める早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ前条の規定による請求を行うものとする。

- 2 理事長は、前条の規定による請求があった場合においては、業務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知するものとする。当該通知後において、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、理事長は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知するものとする。
- 3 理事長は、前条の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第 19 条の 2 第 18 条第 1 号の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- 一 当該請求に係る子が死亡した場合

- 二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組等の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第18条に規定する職員に該当しなくなった場合
 - 四 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- 2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日まで、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第18条第1号の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限）

第20条 理事長は、中学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして理事長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務（以下「深夜勤務」という。）をさせないものとする。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

- 第21条 職員は、深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間（1月以上6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに前条の規定による請求を行うものとする。
- 2 前条の規定による請求があった場合においては、理事長は、業務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、理事長は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知するものとする。

る。

3 第19条第3項の規定は、前条の規定による請求について準用する。

第21条の2 第20条の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

一 当該請求に係る子が死亡した場合

二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組等の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

三 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第20条に規定する職員に該当しなくなった場合

四 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第20条の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。

4 第19条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限）

第22条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務（第10条第2項に規定する勤務を除く。以下同じ。）をさせないものとする。

第22条の2 理事長は、中学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせないものとする。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第 23 条 職員は、時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1 年又は 1 年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに第 22 条又は前条の規定による請求を行わなければならない。この場合において、第 22 条の規定による請求に係る期間と前条の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 第 22 条又は前条の規定による請求があった場合においては、理事長は、第 22 条又は前条に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知するものとする。

3 理事長は、第 22 条又は前条の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して 1 週間を経過する日（以下「1 週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、第 22 条又は前条に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から 1 週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 理事長は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知するものとする。

5 第 19 条第 4 項の規定は、第 22 条又は前条の規定による請求について準用する。

第 23 条の 2 第 22 条又は同条の 2 の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

一 当該請求に係る子が死亡した場合

二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組等の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

2 時間外勤務制限開始日から起算して第 22 条又は同条の 2 の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時

間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

一 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合

二 当該請求に係る子が第22条の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合に、同条の2の規定による請求にあっては中学校就学の始期に達した場合

3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。

4 第19条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

（介護を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等）

第24条 第19条及び同条の2（同条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第19条の2第1項中「第1号」とあるのは「第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組等の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第25条 第20条から第21条の2まで（同条第1項第3号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第20条中「中学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして理事長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第21条の2第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組等の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（介護を行う職員の時間外勤務の制限）

第26条 第22条から第23条の2まで（同条第1項第3号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第22条中「小学校就学の始期に達するまで子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第22条の2中「中学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第23条の2第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組等の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

（修学する職員の早出遅出勤務の請求手続等）

第27条 第19条及び同条の2（同条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、修学する又は修学している職員について準用する。この場合において、第19条の2第1項中「第1号」とあるのは「第3号」と、同項第1号中「子が死亡した」とあるのは「修学をしないこととなった」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組等の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「修学時刻等の変更により早出遅出勤務を要しないこととなった又は修学が修了した」と、読み替えるものとする。

（朝方勤務をする職員の早出遅出勤務の請求手続等）

第27条の2 第19条（同条第3項を除く。）及び同条の2（同条第1項第2号から第4号及び第4項を除く。）の規定は、朝方勤務をする又は朝方勤務をしている職員について準用する。この場合において、第19条の2第1項中「第1号」とあるのは「第4号」と、同項第1号中「子が死亡した」とあるのは「朝方勤務をしないこととなった」と、第2項中「前項各号」とあるのは「前項」と、「第1号」とあるのは「第4号」と、第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号」と読み替えるものとする。

（育児短時間勤務職員の時間外勤務の制限）

第28条 理事長は、育児短時間勤務職員に対し、業務のため臨時又は緊急の必要があり、当該職員に命じなければ業務の運営に著しい支障

が生ずると認められる場合を除き、第 10 条第 1 項に規定する時間外勤務をさせないものとする。

第 7 章 妊産婦である女性職員に対する措置

（妊産婦である女性職員の深夜勤務等の制限）

第 29 条 理事長は、妊娠中の女性職員及び産後 1 年を経過しない女性職員（以下「妊産婦である女性職員」という。）が請求した場合には、深夜勤務又は正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせないものとする。

（妊産婦である女性職員の健康診査及び保健指導）

第 30 条 理事長は、妊産婦である女性職員が請求した場合には、その者が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことを承認するものとする。

2 前項の健康診査及び保健指導のため勤務しないことを承認する時間は、妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ 1 日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間とする。

（妊産婦である女性職員の業務軽減等）

第 31 条 理事長は、妊産婦である女性職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせるものとする。

2 理事長は、妊娠中の女性職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。

（妊娠中の女性職員の通勤緩和）

第 32 条 理事長は、妊娠中の女性職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、正規の勤務時間の始め又は終わりにお

いて、理事長が別に定める時間、勤務しないことを承認するものとする。

第 8 章 就業禁止等

（就業禁止）

第 3 3 条 理事長は、法令又は他の規程等の定めに基づき、やむを得ないと認める場合には、職員に業務に就くことを禁止することができる。

（職務専念義務の免除）

第 3 4 条 理事長は、法令又は他の規程等の定めに基づき、この規程に定めるもののほか、職務に専念する義務を免除することができる。

第 9 章 雑則

（勤務時間の割振り等の規定についての別段の定め）

第 3 5 条 理事長は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、この規程の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、休日、勤務時間の割振り、休日の振替等、休憩時間又は代休の指定について別段の定めをすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理事長は、平成 1 4 年 3 月 3 1 日までの間、小学校就学の始期に達するまでの子を養育し、又は要介護状態にある家族を介護する労基法第 1 3 3 条に規定する特定労働者に該当する女性職員が申し出た場合、当該職員の時間外勤務は、4 週間について 3 6 時間、1 年間について、1 5 0 時間を超えない範囲とする。ただし、部課等の業務の遂行を指揮命令する職制上の地位にある女性職員については適用しない。
- 3 センターの設立の前日において国の職員であった者が引き続きセンターの職員（以下「引継職員」という。）となった場合において、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 3 3 号）（以下「勤務時間法」という。）第 6 条第 3 項又は第 7 条の規定に基づ

き、勤務時間の割振りがなされていた職員については、センターの設立の前日まで過不足なく同法第6条第1項に掲げる勤務時間を勤務したものとみなす。

- 4 引継職員となった場合におけるセンター設立の年における年次休暇の算定については、第14条第1項第3号を準用する。
- 5 引継職員となった場合において、センターの設立の前日までに受けていた設立の日以後に係る病気休暇、特別休暇、介護休暇及び育児部分休業に相当する休暇又は休業は、この規程に基づく理事長の承認があったものとみなす。
- 6 経過措置等に関しこの附則に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

第1条 この規程は、平成14年4月1日から施行する。ただし、改正後の職員勤務時間規程の規定のうち第20条、第22条の2から第24条、第26条及び第27条の規定は、平成14年1月1日から施行する。

第2条 改正後の職員勤務時間規程第24条（同規程第27条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この規程の施行の日以後にする請求から適用し、同日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお従前の例による。

（経過措置）

第3条 改正後の職員勤務時間規程第17条第2項の規定は、改正前の職員勤務時間規程第17条第5項の規定により介護休暇の承認を受けた職員でこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間にある職員に限る。）についても適用する。この場合において、改正後の職員勤務時間規程第17条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「平成14年4月1日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

- 2 改正前の職員勤務時間規程第17条第5項の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過してい

ない職員の介護休暇の期間については、改正後の職員勤務時間規程第 17 条第 2 項中「連続する 6 月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して 6 月を経過する日までの間」とする。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の勤務時間規程（以下「改正後の勤務時間規程」という。）第 16 条第 1 項第 9 号の「妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの間」に施行日がある職員で、施行日前の当該期間にこの規程による改正前の勤務時間規程第 16 条第 1 項第 9 号の休暇を使用したものについては、当該使用した 1 暦日につき 1 日（再任用短時間勤務職員（改正後の勤務時間規程第 1 条に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）にあっては、8 時間）の休暇を使用したものとみなす。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

なお、この規程による改正後の勤務時間規程第 6 条の規程は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成１８年７月１日から施行する。ただし、第７条、第８条、第３４条の改正部分は、平成１８年８月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１９年９月１日から施行する。

附 則

１ この規程は、平成１９年９月１日から施行する。

（経過措置）

２ この規程による改正前の勤務時間規程第２８条の規定により深夜勤務等を制限されている職員、同規程第２９条の規定により勤務しないことを承認されている職員、同規程第３０条の規定により業務軽減等の措置を講じられている職員又は勤務しないことを承認されている職員、同規程第３１条の規定により勤務しないことを承認されている職員、同規程第３２条の規定により就業を禁止されている職員及び同規程第３３条の規定により職務専念義務を免除されている職員については、施行日に、改正後の勤務時間規程第２９条から第３４条までの規定による承認等があったものとみなす。

附 則

この規程は、平成２０年１０月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２１年１月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２１年１１月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２１年１２月５日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行し、改正後の勤務時間規程第 15 条の規定は、施行日以後に使用した病気休暇について適用する。

ただし、施行日前から引き続いて病気休暇を取得している場合は、当該病気休暇の開始の日から施行日の前日までの期間を改正後の病気休暇の期間として取り扱う。

附 則

1 この規程は、平成 23 年 4 月 14 日から施行する。

（東日本大震災に対処するための特例）

2 平成 24 年 12 月 31 日までの間、東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における第 16 条第 1 項第 4 号の規定の適用については、同号中「5 暦日」とあるのは「5 暦日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7 暦日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と読み替えて取り扱う。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 5 項の改正部分は、平成 30 年 4 月 14 日から施行し、その前日までの第 5 条の取扱いは、従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年１月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この規程は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 令和１４年３月３１日までの間は、第１条中「独立行政法人家畜改良センター職員就業規則（１３規程第５号）第７条の２に規定する定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「独立行政法人家畜改良センター職員就業規則（１３規程第５号）第７条の２に規定する定年前再雇用短時間勤務職員及び令和５年４月１日から施行の職員就業規則附則第４条に規定する継続雇用短時間勤務職員」と、第３条、第４条及び第１４条第２項中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再雇用短時間勤務職員及び令和５年４月１日から施行の職員就業規則附則第４条に規定する継続雇用短時間勤務職員」と、第４条の２中「定年前再雇用短時間勤務職員及び」とあるのは「定年前再雇用短時間勤務職員、令和５年４月１日から施行の職員就業規則附則第４条に規定する継続雇用短時間勤務職員及び」とする。

附 則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

別表第 1 職員の在職期間別年次休暇付与日数（第 1 4 条第 1 項関係）

在 職 期 間	日 数
1 月に達するまでの期間	2 日
1 月を超え 2 月に達するまでの期間	3 日
2 月を超え 3 月に達するまでの期間	5 日
3 月を超え 4 月に達するまでの期間	7 日
4 月を超え 5 月に達するまでの期間	8 日
5 月を超え 6 月に達するまでの期間	1 0 日
6 月を超え 7 月に達するまでの期間	1 2 日
7 月を超え 8 月に達するまでの期間	1 3 日
8 月を超え 9 月に達するまでの期間	1 5 日
9 月を超え 1 0 月に達するまでの期間	1 7 日
1 0 月を超え 1 1 月に達するまでの期間	1 8 日
1 1 月を超え 1 年未満の期間	2 0 日

別表第2 育児短時間勤務職員の在職期間別年次休暇付与日数(第14条第4項関係)

在職期間		1月に達するまでの期間	1月を超え2月に達するまでの期間	2月を超え3月に達するまでの期間	3月を超え4月に達するまでの期間	4月を超え5月に達するまでの期間	5月を超え6月に達するまでの期間	6月を超え7月に達するまでの期間	7月を超え8月に達するまでの期間	8月を超え9月に達するまでの期間	9月を超え10月に達するまでの期間	10月を超え11月に達するまでの期間	11月を超え1年未満の期間
1週間の勤務日の日数	4日	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	3日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	2日	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日

別表第3 育児短時間勤務職員の在職期間別年次休暇付与日数(第14条第4項第2号関係)

在職期間		1月に達するまでの期間	1月を超え2月に達するまでの期間	2月を超え3月に達するまでの期間	3月を超え4月に達するまでの期間	4月を超え5月に達するまでの期間	5月を超え6月に達するまでの期間	6月を超え7月に達するまでの期間	7月を超え8月に達するまでの期間	8月を超え9月に達するまでの期間	9月を超え10月に達するまでの期間	10月を超え11月に達するまでの期間	11月を超え1年未満の期間
1週間当たりの勤務時間	28時間を超え29時間未満	1日	2日	4日	5日	6日	7日	9日	10日	11日	12日	14日	15日
	27時間を超え28時間以下	1日	2日	4日	5日	6日	7日	8日	10日	11日	12日	13日	14日
	26時間を超え27時間以下	1日	2日	3日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	14日
	25時間を超え26時間以下	1日	2日	3日	4日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
	24時間を超え25時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
	23時間を超え24時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	22時間を超え23時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	21時間を超え22時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	9日	10日	11日
	20時間を超え21時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日

19 時 間 を 超 え 20 時 間 以下	1 日	2 日	3 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	9 日	10日
18 時 間 を 超 え 19 時 間 以下	1 日	2 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	7 日	8 日	9 日	10日
17 時 間 を 超 え 18 時 間 以下	1 日	2 日	2 日	3 日	4 日	5 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	9 日
16 時 間 を 超 え 17 時 間 以下	1 日	1 日	2 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	7 日	7 日	8 日	9 日
15 時 間 を 超 え 16 時 間 以下	1 日	1 日	2 日	3 日	3 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日	8 日	8 日
14 時 間 を 超 え 15 時 間 以下	1 日	1 日	2 日	3 日	3 日	4 日	5 日	5 日	6 日	6 日	7 日	8 日
13 時 間 を 超 え 14 時 間 以下	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	4 日	4 日	5 日	5 日	6 日	7 日	7 日
12 時 間 を 超 え 13 時 間 以下	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
11 時 間 を 超 え 12 時 間 以下	1 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	4 日	5 日	5 日	6 日	6 日
10 時 間 を 超 え 11 時 間 以下	1 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	4 日	4 日	5 日	5 日	6 日
10時間	1 日	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日	4 日	4 日	5 日	5 日

別表第4 定年前再雇用短時間勤務職員等（不斉一型短時間勤務職員）の所定労働日
数別年次休暇付与日数（第14条第2項第2号関係）

1年間の所定労働日数	日 数
48日を超え 72日に達するまでの期間	3日
73日を超え 120日に達するまでの期間	7日
121日を超え 168日に達するまでの期間	11日
169日を超え 216日に達するまでの期間	15日